

宇治市景観計画の改訂にあたって

1. 景観計画改定の背景と目的

「宇治市景観計画」は平成20年4月に策定されました。景観計画では、特に景観に配慮すべき地区として重点区域を設け、平成21年と平成24年には重点区域の拡大を行い、良好な景観の形成に向け、充実を図ってきたところです。重点地区や景観形成道路沿道においては、景観計画による誘導や高度地区による高さ制限、風致地区の許可基準による景観誘導を行っており、良好な景観形成が図られてきました。これらの景観誘導によりまちなみが変わり、それがまちの魅力向上につながり、にぎわいが生まれてきました。

一方で、大規模な開発や太陽光発電設備の設置、基地局の新設・増設などの新たな土地利用が増加しており、開発等の動向を注視するとともに、良好な景観形成に向けた適切な誘導が必要となっています。

このような新たな土地利用にも対応するため、地区の特性に応じたよりきめ細かい景観誘導を図る必要があることから、景観計画の見直しを行うこととしました。

2 改訂にあたってのポイント

◆ 基本理念と行動指針

今回の改訂では、計画の基本理念と行動指針については、これまでの景観計画を踏襲しました。

◆ 景観形成における基本方針

今回の改訂では、景観形成における基本方針については、これまでの景観計画を踏襲しながら、景観の種類ごとの特性に応じて追記を行いました。

◆ 地域特性に応じた地区の分割と誘導指針の策定

景観特性に応じたG地区の分割を行うとともに、他の地区についても地区の概要や誘導の視点について、より理解を得られるように追記や修正を行いました。

◆ これまでの景観行政の評価

これまでの景観計画運用実績や宇治市の取り組み実績、景観の変化、意識・行動の変化について検証を行い、現状と課題を明確にしました。

宇治市の景観行政の経緯

1994(H 6)年	12月	平等院、宇治上神社が世界文化遺産に登録
1996(H 8)年		平等院背景に15階建て高層マンションが2棟完成
1997(H 9)年		
2002(H14)年	3月	宇治市都市景観条例を制定
2003(H15)年	3月	宇治市都市景観形成基本計画の策定
2004(H16)年	3月	宇治市都市計画マスタープラン策定
	12月	景観法が施行される
2005(H17)年	3月	宇治市が景観行政団体となる
2006(H18)年	1月	都市計画法：宇治都市計画高度地区の変更
2008(H20)年	4月	(略称) 宇治市まちづくり・景観条例の施行
	4月	宇治市景観計画の告示
2009(H21)年	2月	国の重要文化的景観「宇治の文化的景観」に選定される(都市景観として国内初)
	12月	宇治市景観計画改定(景観計画重点区域の拡大(白川地区))
2012(H24)年	12月	宇治市景観計画改定(景観計画重点区域の拡大(黄檗地区))
2015(H27)年	4月	宇治市風致地区条例施行
2018(H30)年	10月	仏徳山を中心とする丘陵群が名勝宇治山として国指定を受ける

1994(H6)年、平等院と宇治上神社が世界遺産に登録され、1996(H8)年と1997(H9)年には、平等院の背景に15階建ての45mの高層マンションが2棟建設されました。

これを受けて2002(H14)年に自主条例である宇治市都市景観条例を策定し、翌年3月には宇治市都市景観形成基本計画を策定し、これを基に2004(H16)年4月に一定規模以上の建物について届出をしていただくための大規模建築物等誘導基準を定めました。その後、2006(H18)年には、都市計画法に基づく宇治都市計画高度地区を変更し、平等院背景地に15mと20mの高さ規制を行いました。2008(H20)年4月には、条例の施行とあわせ、宇治市景観計画を策定しました。